

## ●香川県監査委員公表第18号

令和5年10月4日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月31日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

(略)

#### 2 請求書の提出

令和5年10月6日（請求書の日付は、同月4日）

#### 3 請求の内容

(以下、令和5年10月4日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

##### (1) 香川県知事及び随行者による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）について

ア 令和5年11月10日から19日に、香川県知事及び随行者（以下、知事等という）は、ブラジル等3カ国を訪れる予定になっている。この旅行には、「友好親善を図るため」と称し、知事は約190万円等、執行部の総計約639万円もの多額の公金が支出されようとしている。

イ 請求人は、監査委員に、知事に対して「知事の旅費等の減額及び随行者を2名にして、ブラジル等の訪問団派遣にかかる費用を減額すべきである」と勧告して頂きたい。

ウ 一方、香川県議会が平成28年から29年に行った議員の海外派遣を巡っては、海外派遣費用の一部が違法な支出だとして、令和3年12月に高松地裁は、参加した議員20人に、総額約760万円の返還を求めよう命じる判決を出している。その裁判では、「実質的には、海外派遣の名を借りた旅行といえる」と判示している。

エ また、今年の7月に、フランス研修が「公費を使った観光旅行だ」と国民から批判を浴びた自民党の松川るい参院議員は、8月に「私の軽率な行動によって皆さんにご迷惑をおかけした」と謝罪し、党女性局長を辞任した。

公金を使った海外旅行に、国民の厳しい目が向けられている昨今、香川県の執行部及び香川県議が、ブラジル等の訪問団派遣を、「友好親善を図るため」と称し強行すれば、「公費を使った観光旅行」との批判を、香川県民のみならず、全国民から受けることになるであろう。

##### (2) 県財政が非常に厳しい中、上記ように「友好親善を図るため」と称し海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）で、知事は約190万円等、執行部の総計約639万円もの多額の公金を支出することは、地方財政法4条1項に反し違法である。

##### (3) 香川県知事等による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）により、香川県民が汗水たらして納めた税金が失われてしまう。

##### (4) 請求者が先月提出した令和5年9月20日付監査請求書（香川県議による違法・不当な海外旅行を直ちに中止する様に求めた）と合わせて、香川県知事に適切な措置をとる様に勧告をして頂きたい。

##### (5) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

## 事実証明書

南米・北米訪問団派遣について（2023年9月15日付）

### 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年10月12日にこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

南米・北米訪問団派遣に係る公金支出が違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。

#### 2 監査対象部局

総務部知事公室国際課（以下「国際課」という。）

#### 3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年10月17日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

### 第4 監査委員の辞退

本件請求の監査において、十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査を辞退した。

### 第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

#### 1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び国際課職員からの聴取により次の事項を確認した。

##### (1) 訪問団の概要

本件訪問団は、池田豊人知事及び同訪問団のアテンドを含めたスケジュール管理と現地での訪問先との連絡調整要員として、国際課職員2名が随行する予定である。

同訪問団は、南米にある県人会の活動を支援し、本県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、令和5年11月にブラジル連邦共和国で開催される「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」、同じく、パラグアイ共和国で開催される「パラグアイ県人会創立50周年記念式典」等に参加し、祝意を表するとともに、移住された方々の労苦に対し敬意を表し、より一層<sup>きずな</sup>絆を深め、友好親善関係の強化を図り、青年交流や県内企業の進出、県産品の販路拡大などの促進、本県のPR等について、引き続き御協力をお願いすること、アメリカ合衆国ロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、関係強化と友好親善に努めること、並びに在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげることを目的として、令和5年11月10日（金）から11月19日（日）までの10日間の日程で、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国及びアメリカ合衆国を訪問する予定である。

訪問の行程は、別表のとおりである。

別表

年月日 (曜日)	発着地・滞在地	内 容
令和5年 11月10日 (金)	高松発 羽田空港着／発 ロサンゼルス着／発 リマ着	(機中泊)
11月11日 (土)	リマ発 アスンシオン着	・日系社会福祉センター (※) ・日本・人造りセンター等訪問 (※) (アスンシオン泊)
11月12日 (日)		・パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典 ・パラグアイ香川県人会創立50周年記念祝賀会 ・パラグアイ香川県人会員企業等訪問 (※) (アスンシオン泊)
11月13日 (月)	アスンシオン発 サンパウロ着	・JICAパラグアイ事務所訪問 ・在パラグアイ日本国大使館訪問、大使との昼食会 ・在パラグアイ日本商工会議所訪問 (サンパウロ泊)
11月14日 (火)		・ブラジル日本移民開拓先没者慰霊碑献花・参拝 ・在サンパウロ日本国総領事館訪問 (※) ・ジャパンハウス・サンパウロ訪問 (※) ・ブラジル香川県人会員農場訪問 ・ブラジル香川県人会との夕食会 (サンパウロ泊)
11月15日 (水)	サンパウロ発 リマ着	・ブラジル香川県人移住110周年記念式典 ・ブラジル香川県人移住110周年記念昼食会 (機中泊)
11月16日 (木)	リマ発 ロサンゼルス着	・南カリフォルニア香川県人会との懇談会 ・ジャパンハウス・ロサンゼルス訪問 ・Tokyo Central訪問 (※) (ロサンゼルス泊)
11月17日 (金)		・在ロサンゼルス総領事館訪問 ・全米日系人博物館訪問 ・ハンティントン財団庭園訪問 ・在ロサンゼルス総領事との夕食会 (ロサンゼルス泊)
11月18日 (土)	ロサンゼルス発	(機中泊)
11月19日 (日)	羽田空港着／発 高松着	

(※) 調整中の行程を含み、訪問先を含めて変更になる可能性があります。

## 2 監査委員の判断

### (1) 監査の視点

請求人は、本件請求書において、知事に対して「知事の旅費等の減額及び随行者を2名にして、ブラジル等の訪問団派遣にかかる費用を減額すべきである」と勧告して頂きたい、また、

請求人が提出した令和5年9月20日付監査請求書（香川県議による違法・不当な海外旅行を直ちに中止する様に求めた）と合わせて、香川県知事に適切な措置をとる様に勧告をして頂きたい、と監査委員に求めている。

このことから、本件請求に係る監査を行うに当たっては、知事の旅費等の訪問費用の妥当性及び随行人数の妥当性の2点について、違法又は不当であるかどうかを検討することとする。

## （２） 訪問費用の妥当性

請求人は、令和5年11月10日から19日に、香川県知事及び随行者（以下、知事等という）は、ブラジル等3カ国を訪れる予定になっているが、この旅行には、「友好親善を図るため」と称し、知事は約190万円等、執行部の総合計約639万円もの多額の公金が支出されようとしている、と主張している。

監査委員は、知事に対し、本件訪問費用の内訳等について説明を求め、調査を行った。

その結果、訪問費用の算定に当たっては、現地での移動手段である借上車の手配、ホテル及び空港での手続きをサポートするガイド等の手配、緊急時のサポート体制等について、専門的な知識やノウハウを有する外部機関に委託することが適当であることから、委託先を企画提案方式（プロポーザル方式）で公募し、選定委員会における審査を経て、令和5年8月31日付けで旅行会社と委託契約を締結したこと、また、宿泊施設については、現地の治安情勢やセキュリティ等を考慮して手配したことが確認された。

さらに、その後、訪問先での通訳を現地県人会に依頼すること、同じ行程で訪問する香川県議会と同一車両で移動することとし、知事部局での専用車の手配を行わないこと等を変更内容として、令和5年9月11日付けで変更契約が締結されていることが確認された。

また、事業を実施するにあたり、航空機の遅延や欠航などの不測の事態に、迅速な対応をする必要があること、スケジュールの急な変更があった場合、宿泊施設との調整が必要となることから、航空券及び宿泊施設の手配を委託業者と同一の業者に依頼することが適切であると考えられるため、公募する仕様書において、これらの手配も業務内容とし、旅行会社から見積書の提出を受けているとの説明があった。

一方で、知事等の訪問費用の内訳については、令和5年9月15日の記者会見の際、報道機関からの依頼に基づき提供された資料において、知事の費用199万円の内訳が、航空券代131万円、ホテル代38万円、その他経費30万円、議員の費用188万円の内訳が、航空券代131万円、ホテル代26万円、その他経費31万円、随行者の費用110万円の内訳が航空券代44万円、ホテル代26万円、その他経費40万円となっていることが確認された。

これらの説明に基づき検討したところ、知事の訪問費用は199万円となっているが、これは議員の費用188万円に比べて11万円高いものとなっている。なお、議員の派遣費用については、監査委員として「県議会議員の議員派遣に係る支出の差し止め（令和5年10月11日公表）」において、違法又は不当なものではない、と既に判断を示していることから、この11万円の差額が妥当かどうかについて検討する。

この差額については、訪問費用の内訳によると、主として宿泊代、具体的には、知事の宿泊が協議用ソファ一机ありの仕様となっていることによるものと考えられる。知事が利用する部屋については、令和5年6月香川県議会定例会において、緊急の協議やオンライン打合せの活用も想定し、一定のスペースが要ると考えている、との知事答弁がなされているところ、知事の職務等をかんがみれば、不測の事態に備え、協議、打合せ等を行える部屋を確保することに

については、一定の合理性があると考えられる。

したがって、知事が議員とは異なる仕様の部屋に宿泊することによって訪問費用に11万円の差額が生じることについては、一定の合理性があるものと認められ、加えて、前記のとおり議員の派遣費用である188万円については、既に違法又は不当なものであるとはいえない、と判断を示していることから、199万円の知事の訪問費用については、違法又は不当なものであるとはいえない。

### (3) 随行人数の妥当性

請求人は、知事の旅費等の減額及び随行者を2名にして、ブラジル等の訪問団派遣にかかる費用を減額すべきである、と主張している。

監査委員は、知事に対し、本件訪問に係る随行者の人選について説明を求め、調査を行った。

その結果、知事からは、令和5年9月15日に報道発表した際、随行者は4名としているが、その内訳は、国際課職員2名、議会事務局職員2名である、との説明があった。

また、国際課職員の選定に当たっては、令和4年度に県人会から招待をいただいた際、当時の知事に相談した結果、知事自身による訪問を決定したほか、知事のアテンドを含めたスケジュール管理に1名、現地での訪問先との連絡調整や諸手続きを行う要員を1名として、国際課から計2名を随行者として派遣することとし、課長及び南米・北米県人会との連絡業務を担当している者を充てることとした、との説明があった。

さらに、議会事務局も国際課と同様に、議長を含む議員のアテンドを含めたスケジュール管理に1名、現地での各種連絡調整や諸手続きを行う要員を1名として、随行者計2名を派遣することとしたと伺っている、との説明があった。

これらの説明に加え、外務省の海外安全情報のホームページによるサンパウロ、アスンシオンの危険レベルが「レベル1：十分注意してください」となっており、常に不測の事態に備えておく必要があることを踏まえれば、本件訪問の随行者の人数は、特段、過剰であるとは言えず、随行者の内訳が国際課職員2名、議会事務局職員2名であることについても、それぞれ役割が決まっている上、危機管理の観点からは一定の合理性があると考えられることから、本件訪問に係る随行人数は訪問目的及び訪問計画に沿ったものであり、違法又は不当なものであるとはいえない。